

大分県政務活動費の交付に関する規程第6条第2項及び第3項の規定に
基づく収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関する要綱

制定 平成 13 年 3 月 30 日
改正 平成 19 年 12 月 20 日
改正 平成 25 年 2 月 28 日
改正 令和 3 年 7 月 20 日

(閲覧場所)

第 1 条 大分県政務活動費の交付に関する規程(平成 13 年大分県議会規則第 2 号。以下「規則」という。)第 6 条第 2 項の議会事務局長が指定する場所(以下「閲覧コーナー」という。)は、大分県議会事務局内とする。

(閲覧時間)

第 2 条 閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第 3 条 閲覧業務を行わない日は、県の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第 4 条 収支報告書及び会計帳簿等の写しを閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、係員に申し出るものとする。

(閲覧方法)

第 5 条 閲覧者は、係員の指示に従い、収支報告書及び会計帳簿等の写しを書架から自由に取り出して閲覧することができる。この場合において閲覧した収支報告書及び会計帳簿等の写しは、元の場所に戻さなければならない。

(複写の禁止)

第 6 条 閲覧者は、収支報告書及び会計帳簿等の写しを複写することができない。

(閲覧者の遵守事項)

第 7 条 閲覧者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 閲覧コーナーには、カメラ、コピー機器、危険物等他の閲覧者の迷惑になるものを持ちこまないこと。
- 2 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- 3 その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止)

第 8 条 議長は、閲覧者が規則又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大分県政務調査費の交付に関する規程第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。